

情 個 審 答 申 第 1 7 号
令和7年（2025年）10月17日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）7月8日付け、政企発第77号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

電子メールに記載された内容等に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）7月4日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、「平成29年（2017年）10月11日から本請求日までの、広聴課に対する請求者からの問合せ、お願い、相談等（メール、電話、ひごまるコール、市長への手紙、面談等）に関する請求者、担当課／担当者（市長を含む）とのやり取り記録（面談／電話／メール等）のすべて。」の保有個人情報開示請求を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、同年8月24日、保有個人情報開示（全部開示）の決定を行った。
- 3 同年12月6日、審査請求人は、法律に基づき、上記保有個人情報開示（全部開示）の決定で開示された文書のうち、審査請求人に関する電子メールに記載された内容の一部（以下「訂正請求部分①」という。）、審査請求人が提出した「オンブズマンの行為に関する事項」と題した「市長への手紙」への対応についての起案文の一部（以下「訂正請求部分②」という。）及び審査請求人が提出した「市長への手紙」に対する回答についての起案文の一部（以下「訂正請求部分③」という。）の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 4 これに対して、実施機関は、令和6年（2024年）1月5日、本件訂正請求に係る個人情報の全てについて保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 同年4月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 訂正請求部分①について、3つの取り決め中、2、3項は履行されているが、1項は存在しない取り決めであることが事実であるため削除を求める。
 - (2) 訂正請求部分②のうち、課の方針の箇所について、審査請求書の添付資料として提出した証拠資料3-1が確認できる事実であるため削除を求める。また、オンブズ

マンへの聞き取り内容の箇所について、オンブズマンの一方的な決断に対し、「申立人の協力のもと」及び「申立人は承知している」とあるが、そうせざるを得ない展開であっただけであり、事実ではないため削除を求める。

- (3) 訂正請求部分③について、熊本市市民の声取扱要綱第6条(4)「同一提案者から、同趣旨の市民の声が数回に渡り寄せられ、これに対し、既に回答を行っているもの」を示していると推察されるが、「既に回答を行っているもの」との評価の対象となるデータなど存在しない。

2 実施機関の主張

- (1) 訂正請求部分①は、熊本市から審査請求人に送信されたメールであり、当時の送信の事実及び内容を明らかにするものである。また、削除を求める箇所は、当該メール発出当時の本市の認識、考えを示したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。
- (2) 訂正請求部分②及び訂正請求部分③は、課の方針の箇所、オンブズマンへの聞き取り内容の箇所及び市長の手紙に係る箇所のいずれも、当時の市長への手紙に係る決裁伺いが行われた事実及びその内容を明らかにするものであり、また、当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、訂正請求部分①から訂正請求部分③までである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 訂正請求部分①について

当該電子メールに記載されている情報は、当時、実施機関がそのように電子メールを送信したという事実及び審査請求人からの要望に対し取り決めた内容を審査請求人へ報告をしたという事実であり、当該内容でこれらの報告がなされたという事実に誤りはないのであって、たとえ、その報告の内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなか

ったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(2) 訂正請求部分②について

ア 環境政策課及びオンブズマンからの聞き取り内容を記載した部分について

当該部分は、当時、広聴課が環境政策課及びオンブズマンから聞き取った内容を記載したものである。仮に、審査請求人が環境政策課及びオンブズマンとやり取りしたときの内容と異なるとしても、当該部分は、広聴課が聞き取った事実そのものであり、その事実に誤りがあるとは認められない。

イ 広聴課としての判断を記載した部分について

訂正請求の対象は、事実であり、評価・判断には及ばないところ、当該部分は、決裁当時に広聴課が行った、市長からの回答を行わないという評価・判断を記載したものであるから、訂正対象となる事実には当たらない。

ウ 小括

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(3) 訂正請求部分③について

訂正請求の対象は、事実であり、評価・判断には及ばないところ、当該部分は、決裁当時に広聴課が行った、市長からの回答を行わないという評価・判断を記載したものであるから、訂正対象となる事実には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2 0 2 4 年） 7 月 8 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2 0 2 4 年）7 月 8 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 0 月 3 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 0 月 1 7 日	答申案の審議を行った。